

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月17日
【発行者名】	サムティ・レジデンシャル投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 高橋 雅史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	サムティアセットマネジメント株式会社 取締役 経営管理本部長 兼 経営管理部長 兼 リート企画部 部長 長島 幸久
【電話番号】	03-5220-3841
【届出の対象とした募集内国投資証券 に係る投資法人の名称】	サムティ・レジデンシャル投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券 の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 1,405,600,000円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月13日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2024年9月17日開催の本投資法人役員会において、規約一部変更及び役員選任並びに会計監査人選任に関して、2024年10月29日開催予定の本投資法人の第7回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、これらに関する事項を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第二部 参照情報

第2 参照書類の補完情報

5 その他

3【訂正事項】

訂正箇所は_____ 頁で示してあります。

第二部 参照情報

第2 参照書類の補完情報

5 その他

<訂正前>

資産の取得及び譲渡

（後略）

<訂正後>

資産の取得及び譲渡

（中略）

本投資法人の規約一部変更及び役員選任並びに会計監査人選任に係る投資主総会の開催

本投資法人は、2024年9月17日開催の本投資法人役員会において、規約一部変更及び役員選任議案並びに会計監査人選任案を本投資主総会に付議することを決議しました。

イ．規約一部変更の主な内容及び理由について

（1）信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」（昭和24年法律第181号、その後の改正を含みます。）及び「信用金庫法」（昭和26年法律第238号、その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があることから、本投資法人が借入れを行うために必要な場合にはかかる出資を行うことができるよう、本投資法人における投資対象としてこれらの出資を追加するものです（現行規約第29条第2項関係）。

（2）「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）及び「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約において同様の定義を規定するものです（現行規約第33条第1項及び第35条第1項関係）。

ロ. 役員を選任について

執行役員 高橋雅史、監督役員 藤木隆弘及び中原健夫は、2024年10月31日をもって任期満了となります。
2024年11月1日付であらためて執行役員1名及び監督役員2名を選任することについて、議案を提出するもの
です。また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名を
選任することについて、議案を提出するものです。

(1) 執行役員候補者松尾 貴之(新任)(2) 監督役員候補者藤木 隆弘(再任)中原 健夫(再任)(3) 補欠執行役員候補者長島 幸久(再任)

八．会計監査人の選任について

本投資法人の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人が本投資主総会の終結の時をもって任期満了により退任することに伴い、現行規約第23条に基づき、後任の会計監査人の選任につき、付議するものです。

(1) 異動年月日

2024年10月29日(本投資主総会開催日)

(2) 異動する会計監査人の概要

選任する会計監査人

名称	m c 2 1 監査法人
所在地	京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227番地 第12長谷ビル7階
業務執行社員	松永 幸廣

退任する会計監査人

名称	EY新日本有限責任監査法人
所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー
業務執行社員	鈴木 理、田中 裕樹

(3) 退任する会計監査人の就任年月日

2015年3月16日

(4) 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

本投資法人の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。現在の会計監査人は会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えているものの、本投資法人の事業規模や業務内容に適した新たな視点及び機動的な監査が期待できることに加え、監査費用等を総合的に勘案した結果、m c 2 1 監査法人が本投資法人の会計監査人として適任であると判断し、選任するものです。

(6) 上述(5)の理由及び経緯に対する会計監査人の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(7) 退任する会計監査人が上述(6)の意見を表明しない理由及び退任する会計監査人に対し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容

該当事項はありません。